



No.22

mi.ra.i.e

つなごう・未来へ

出版に働くものだからこそ、できること

2017年7月10日発行

編集・発行 出版労連（日本出版労働組合連合会）〒113-0033 東京都文京区本郷 4-37-18 いろは本郷ビル 2階

TEL 03-3816-2911 FAX 03-3816-2980 E-mail rouren@syuppan.net URL <http://www.syuppan.net/>

治安維持法といま



治安維持法と共謀罪

荻野 富士夫（小樽商科大学特任教授）

共謀罪法案は「現代の治安維持法」といわれる。どのような意味で治安維持法は悪法であり、社会運動と思想の弾圧にどのような猛威を振るったのだろうか。

治安維持法は1925年に制定され、1945年にGHQの指令によって廃止された。日本国内にとどまらず、朝鮮・台湾などの植民地においても適用された。どれほどこの法律が取締り側にとって重宝なものだったかは、「至れり尽くせりのこの重要法令」（木下英一『特高法令の新研究』1932年）という位置づけが雄弁に物語る。検挙数は国内では約7万人で、そのうち約1割が起訴されて有罪となった。それら以外に警察限りの膨大な検束や拘留がある。いずれも「国体」に歯向かう「不逞の

輩」とみなされて、物理的・精神的（取調べがされないまま何か月も拘留されつづけることなど）な拷問がともなった。

1928年と41年の「改正」が治安維持法の威力増のステップとなった。28年の「改正」は、非合法下に全国的に組織されていた共産党に対する大弾圧（3・15事件）を契機に、特高警察の大拡充や思想検事の創出などとともに、緊急勅令によってなされた。本改正により「国体」変革行為の最高刑死刑への引上げと、「結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者」（たとえば党員の潜伏の手助けやカンパ、出版物配布の援助など）への処罰が追加された。この目的遂行罪の導入で、労働組合や救済会・プロレタリア文化運動などが取

締りの対象となり、検挙者数は急増した。取締り側が「共産主義運動」とみなす領域は時間が経過するとともに拡大し、1930年代後半にはその「温床」とみなされた自由主義・民主主義への抑圧取締りも強まった。また、「国体」否認とみなされた宗教教義も取締りの対象とされていく。

しかし、その運用は当事者にとっても「今や解釈運用の限界点に到達し」（池田克『治安維持法』1939年）と認識されるようになり、対米英開戦を控えた1941年3月、治安維持法は2度目の「改正」実現をみる。25年制定時には7条の条文だったものが、ここでは65条となるほどの変貌ぶり、新たに「国体」変革の準備結社や集団、それぞれの「目的遂行」行為など、およそ考えられる可能性のすべてを網羅していた。「予防拘禁」も導入された。この新たな運用に際し、ある思想検事は「最高度の早期検挙を断行し」、「一網打尽以て抜本塞源の実績を挙ぐること」などという方

針を示した。法解釈の限界性から解き放たれた特高・思想検事は、戦争遂行への批判や疑義をもつ集団・個人を、地表下からえぐりだしていった。その典型的な事例が、神奈川県特高課による「横浜事件」である。

現在制定されようとしている共謀罪は、実行行為のない段階で犯罪の合意がなされたというだけで処罰を可能とするという恐ろしさをもつが、それにとどまらず、監視社会化への流れを大きく加速し、まっとうな社会や政治への批判や疑義を萌芽のうちに摘みとろうとするものである。地表上に出現する前に摘発をおこなうためには、盗聴・検閲などの広がり膨大な内偵捜査のための人員・予算の増大は必至となる。拡充された組織はそれを常時運用していくために、さらに新たなターゲットの発見に奔走するだろう。「社会秩序」を乱すものとして反対・批判・異論はあぶりだされ、封じ込めと逼塞化が図られる。

(2017. 6. 6記)

新・戦争のつくりかた

りぼん・ぷろじえくと



価格 1000 円＋税
発行 マガジンハウス
東京都中央区銀座3-13-10
書籍編集部 03-3545-7030

この絵本は、2004年につくられた『戦争のつくりかた』の改訂版である。新聞やテレビで報道される“パズルのピース”に漠然とした不安を感じ、試しにそれらを並べてみたのが、この絵本の原案。あれから10年、世の中は少しずつ変わっていき、当時のどこかおかしい感じが、しだいにはっきりした輪郭をとりつつある。

「でも、国のしくみやきまりをすこしずつ変えていけば、戦争しないと決めた国も、戦争できる国になります」、「自衛隊が、武器を持ってよその国へでかける」、「テレビやラジオや新聞は…政府につごうのわるいことは言わない、というきまりも作ります」、「町のあちこちに、カメラがつけられます。いい国民ではない人を見つけるために」、「わたしたちの国は、戦争に参加できる」と、『憲法』を書きかえます」、「一番たいせつなのは、『国』になったのです」。

2013年 特定秘密保護法、2015年 戦争法、2017年 共謀罪法が成立。現実がこの絵本に追従しており、本文を変える必要はなかった。

「わたしたちは、未来をつくりだすことができます。戦争しない方法を、えらびとることも」。



大逆事件と背景

梶山 彰（出版情報関連ユニオン）

安倍政権は議会制民主主義の建前など歯牙にもかけず「テロ等準備罪法」という名の共謀罪法を強行成立させた。共謀罪法廃止に向けたこれからの闘いのために、共同謀議がでっち上げられ幸徳秋水ら12人が死刑にされた大逆事件を思い起こすことは無益ではないだろう。

足尾銅山、別子銅山、北海道幌内炭鉱、三菱長崎造船所と、1907年はストライキ・労働争議が巻き起こった年であった。政府は戒厳令を発動し、足尾争議は軍隊の出動によってようやく終息させられた。大鉱山、大工場ばかりでなく中小を含むその他の業種でも数多くの争議が発生した。それらの争議は、明治政府の「富国強兵」政策の下、劣悪な労働環境と労働条件によって過酷な労働を強いられ、そして日露戦争終結後（1905年）の不景気を乗り切るための資本家と政府当局の首切りと賃下げの攻撃が引き金となり爆発したのであった。

労働者の闘いの本格的な登場はさぞかし政府・資本家をして心胆寒からしめ、労働者の闘いが拡大していくことに対する警戒感を呼び起こし、政府に新たな対策の必要性を意識させたに違いない。この対策の必要性は、争議に立ち上がった足尾銅山の労働者に対して「平民社」（1903年幸徳秋水、堺利彦らによって結成）が支援集会を実現し「平民新聞」の読者が増えることによって拍車がかげられた。

ところで、これまで「社会主義、無政府主義」と労働運動を絶対結びつけてはならない、というのが政府の方針であった。明治憲法の下でも一応は認められていた言論・表現・出版の自由に対して「治安警察法」を1900年に制定しこの「法律の範囲内にする」として徹底した取り締まりを行ってきた。しかし労働運動の広がりが高揚はやまなかった。

さらには、秋水は1901年に世界人類の平和に敵対するものであるとして愛国主義、軍国

主義の愚かさを暴露した『廿世紀之怪物帝国主義』を発表し、日露戦争に対しては「ロシア平民と日本平民は同志、愛国主義、軍国主義は日露平民の共通の敵」と反戦の闘いを呼びかけていた。日露戦争後、英・仏・独・米の列強に伍すために、極東アジアへ進出の野望をふくらませていた明治政府にとって、秋水らの運動は絶対に排除すべきものになっていたのである。韓国併合は1910年である。

このような中で1908年には、皇室に対して「危害を加え、また加えんとしたるものは死刑に処す」（刑法73条）という大逆罪を組み込んだ改正刑法が施行された。

1910年5月管野須賀子、宮下太吉らによる「信州明科爆裂弾事件」が摘発された。爆弾を持って天皇を暗殺しようとしたもので、ブリキ缶でちやちな「爆裂弾」を作ったといわれている。この管野を中心とした4人の空想的計画にすぎないものを、国家権力は「主義者」を一掃する絶好の機会ととらえた。

弾圧の下での閉塞状況の中での秋水らの革命談義を根拠に、大逆の「共同謀議」があったとでっち上げ、宮下らの爆裂弾製造を準備行為、その組織の中心は秋水であるとして、秋水ら26人を一網打尽に逮捕した。12月10日に裁判が開始され、翌年1月18日に24人に死刑の判決が下された。あくどいことに翌日12人には無期への減刑によって天皇の慈悲深さを演出することまで行われた。そしてその6日後には処刑がなされた（管野のみ翌日）。この暴虐は、社会主義・反戦の運動を根絶するために「思想」そのものを処罰するという権力の非道な意志を示したものである。

「合意と計画」を「組織的犯罪」などと称して取り締まり、処罰の対象にするという法律がなぜ、今、強行成立させられたのかは明らかだ。この悪法を廃止に追い込もう。



米騒動と「白虹事件」＝萎縮の原像

北林 岳彦（出版労連原発問題委員会事務局長）

マスメディアへの圧力とその萎縮が語られるようになってどれくらい経ったのでしょうか。

報道内容を誤報だとして競合他紙が批判キャンペーンを張った一連の「朝日新聞」バッシングもありました。謝罪記者会見（2014年9月）で朝日新聞の信用は大きく揺らぎ、活字メディア全般への不信感も拡がりました。

この事態は大正時代の「白虹（はっこう）事件」を想起させます。戦前最大の筆禍事件として、ジャーナリズム史には必ず登場します。

歴史を紐解くと、明治・大正期の主流メディアであった新聞を統制するため、政府は新たに新聞紙法を成立させます（1909（明治42）年）。警察の事前検閲、発売禁止と発行禁止（事実上の廃業）による圧力、内務省（警察、地方行財政、厚生、国土等を管轄）の持つ生殺与奪の権限は拡大し、頻繁に執行が行われました。

1918（大正7）年3月、革命ロシアのボリシェビキ政権がドイツと講和、西部戦線でドイツ軍が増強されるのを防ぎたいイギリスは日本にシベリア出兵を要請します。元老である山縣有朋の子飼いとして知られた寺内正毅総理（前職は初代朝鮮総督）も軍部の思惑を背景に派兵に肯定的でした。シベリア出兵計画にともない兵糧米需要での相場高騰を期待し、米屋や商社が米を売り惜しみしていると新聞は報道。寺内内閣は7月下旬、シベリア出兵に関する記事掲載を差止め、60紙以上の新聞が発売禁止になりました。

同じ頃、富山県沿岸部の漁師町では食糧不足が深刻化、女性港湾労働者たちが米屋に押しかけて在庫放出や廉売を求め、船で米が搬出されるとの噂を聞くと駆けつけ阻止行動を行いました。「米騒動」は8月初旬には近畿や山陽、四国にも拡大、賃下げによって困窮する労働者の争議と相俟って大きな動きになっていきました。14日、寺内総理は米騒動報道禁止を全国の新聞社に通告、これに対し富

山4紙が食糧不足に無策な内閣への弾劾集会を開き、また大阪でも近畿圏の各社代表による弾劾大会が開かれます。25日にも関西記者大会が全国から経営者も参加を得て開催、内閣総辞職を要求しました。

この大会の様態を報じた「大阪朝日新聞」の記事に、皇帝に凶事が迫る前兆である「白虹日を貫けり」という表現があり、かねて「大朝」を注視していた大阪府警の新聞検閲係は内務省に連絡し発売禁止措置を執り、筆者と編集人を新聞紙法第41条に照らし「安寧秩序」を乱すとして大阪区裁判所に告発したのです。

ただし、警察が「大朝」に目を付けたのは、新興財閥鈴木商店が米の買い占めを行っているとの一連の糾弾記事、それによって起こった襲撃・放火事件も関与したようです（城山三郎氏は著書『鼠 鈴木商店焼打ち事件』〈文春文庫〉で米買占めの根拠なしと結論していますが）。

さしもの寺内総理も状況悪化で元老山縣の信を失い引責辞任、「平民宰相」原敬による政党内閣が成立します。その頃、論説主任も兼ね弾劾決議の座長でもあった村山龍平社長への右翼襲撃もあり、政府・司法の「意思」を忖度した「大朝」は村山社長退陣、編集方針を転換、反発した記者・社員は一斉に辞職しその数は50人に及びました。原の指導下12月には社としての自己批判を掲載し、不偏不党・穏健路線を誓いました。事実上の変節・敗北宣言です。発行禁止処分は免れましたが、編集人ら2人は禁固2か月の実刑に服しました。

ISのテロならぬ共産主義革命包囲の「集団的自衛権」で他国に出兵、軍拡と格差拡大で疲弊する市民生活、治安維持を理由とした情報統制とメディア支配…。現在進行する事態と平行で、あたかも同じシナリオに拠るかのようです。しかし寺内内閣は倒されました。ジャーナリズム精神の奮起を応援したいものです。



内心に襲いかかる共謀罪－横浜事件から見る

橋本 進 (ジャーナリスト もと中央公論社
横浜事件を語り、伝える会代表)

横浜事件とは

横浜事件とは、太平洋戦争下、1942～45年、神奈川県特高（特別高等警察）によって引き起こされた戦前戦中、最大規模の言論・思想弾圧事件である。検挙された編集者、研究者は64人。特高は目星をつけた人物を捕えると、友人、そのまた友人と芋ヅル検挙を拡大、グループごとに事件名を付した。10数件。横浜事件とはこれら事件の総称である。事件は特高の捏造であった。捏造だから客観的証拠がない。特高は自らの筋書通りの「自白」を得るため、凄惨な拷問を加えた。獄死者4人、保釈直後死1人、失神・負傷者30数人。

1942年9月国際政治学者・細川嘉六（戦後、共産党参院議員）の論文「世界史の動向と日本」（総合雑誌『改造』8、9月号連載）が、右翼、陸軍報道部に共産主義論文と攻撃され、細川が検挙された（「細川論文事件」）。8月号発売直前、細川は親しい編集者・研究者7人を故郷・富山県泊町の旅館に招き、慰安の宴を催した。翌年、この宴会を知った特高は参加者を検挙、「共産党再建準備会議事件」だと捏造した。

事件はさらに拡大され、多くの研究者、編集者が検挙された。1944年、内閣情報局によって中央公論社、改造社は解散させられた。

編集会議は共謀の場

敗戦前後、治安維持法で32人が起訴され、証拠調べも行われないヤツツケ裁判で有罪が宣告された。占領軍の追及を恐れた裁判所は大量の記録を焼却した。焼却を免れた予審最終決定書と判決書を検討すると、裁判所が警察、検察と一体になって弾圧に荷担したことがわかる。決定書や判決書に、被検挙者が会合（壮行会、還暦祝、夕食会等）に参加したり、旧友の来訪を受けたりして、知人と会話をしたことが「犯罪事実」として掲げられている。会話をした「相互ニ共産主義意識ノ昂

揚ニ努メ」「同志的結合ノ強化ニ努メ」でコミンテルン、日本共産党の「目的遂行ノ為ニスル行為」（治安維持法の目的遂行罪）を行ったと有罪を宣告している。要するに被検挙者が他の人物（単数、複数）と語り合えば「共謀」とされ、編集会議や研究会、懇親会等が「共謀の場」とされたのである。

24年間の再審裁判運動で見えたもの

1985年、中曽根内閣の下で国家秘密法案が出現した。出版労連は直ちに反対運動に立ち上がった。「国家秘密法案に反対する出版人の会」は「横浜事件を語り、聞く会」を催した。86年7月、横浜事件被害者・遺族が再審を申し立て、再審裁判のたたかいは始まった（第1次～第4次）。2009年の第4次横浜地裁判決、10年の刑事補償訴訟決定で、実質無罪、最高額の補償という勝利の決着をみるまで、24年の歳月を要した。第4次に至るまでは、裁判所（地裁～最高裁）は、国家犯罪・責任の認定を回避し続けた。長い年月を要したゆえんである。

以上の体験からすれば、共謀罪で罪に問われた場合、裁判所で救済される（政府答弁）可能性はほとんどない、といわねばならない。2015年度に約10万件あった逮捕状請求に対し、裁判所が却下したのはたった62件だった。

横浜事件の被検挙者たちには、何の実行行為もなかった。しかし、強弱の差はあったにせよ、いずれも反戦の意識あるいは気分を心に秘めた人たちであった。反戦意識を根絶やしにするため、権力は内心に襲いかかったのだ。

2017年6月15日卑劣きわまる手段で共謀罪法は成立した。戦争法制や特定秘密保護法と結びつき、治安維持法と同様に内心にまで踏み込んでくる共謀罪法は許すことはできない。廃止のたたかいは直ちに始まった。安倍政権を退場させれば、廃止の展望がひらける。



映画「種まく人びと」を作りながら思ったこと

植田 泰治（プロデューサー/映演アニメユニオン執行委員長）

はじまりは「レッド・パーズ映画」だった

私は東映を退職後、フリープロデューサーとして「時代を撃て・多喜二」の製作に参加し、その縁で治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟川崎支部の事務局長になりました。国賠同盟の活動をしていると、隣で活動しているレッド・パーズ反対同盟のことが気になり2010年頃レ・パ同盟にも加入し、2015年秋の集会で「レッド・パーズのドキュメンタリー映画を作るべきではないか？」と発言してしまいました。

レッド・パーズのドキュメンタリー映画製作の相談相手に選んだのが鶴見ディレクター、西野プロデューサー兼編集の二人でした。しかし、レッド・パーズ映画の製作費調達プランに腐心している最中に、今度は治安維持法ドキュメンタリー映画製作の話が急浮上してきました。

治安維持法犠牲者が居なくなる！

私が国賠同盟に加入した頃の治安維持法犠牲者名簿には100名を超える氏名が記載されていました。その後つぎつぎ他界、最近は集会に参加可能なお元気な方は五指で数えられるほどになっていました。

治安維持法犠牲者の貴重な証言を記録に残すのは今しかない。2018年の国賠同盟創立50周年を迎える前に記念映画を製作すべきではないか？ 急遽機運が高まって、レッド・パーズ映画準備チームがそっくり治安維持法ドキュメンタリー映画製作に移行することになったのです。

その後、暗中模索が始まりました。「治安維持法小史」（奥平康弘）、「日本は過去とどう向き合ってきたか」（山田朗）などを読んでイロハからの勉強…証言対象者を誰に絞るか…ホワイトボードにカードを貼り付けて構成案作りに挑戦して途中で挫折…2016年5月にクランクインしたけれど、12月に厳寒の北海道ロケを決行するまでは撮影のテンポが上がらないまま映画製作は試行錯誤が続きました。

<次世代>も出演することに

証言者は95歳～103歳、登場予定の国賠同盟幹部も70歳以上。高齢者しか登場しない映画の印象を克服する方法はないか？

「顔だし」で語ってくれる<次世代>の俳優さんが必要ではないだろうか？

そのようななか、大映をパーズされ民芸映画社で活躍した若杉光夫監督の娘、若杉民さんが「小林多喜二 早春の賦」（演劇）で多喜二の恋人役を演じていたことを思い出して声を掛け、若杉さんが多喜二役だった上野（米倉）日呂登さんを紹介してくださり、鶴見・西野両氏が演出プランを練り上げてくれました。

2017年1月末、明治大学生田キャンパス内の登戸研究所資料館で山田朗さんの解説を収録しました。その明快な歴史観、日本の近現代史の捉え方を聞きながら、鶴見監督の中で基本構想がようやく見えてきたに違いないと、推測しています。

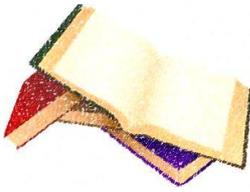
編集ラッシュに詰めかけてきた国賠同盟の幹部たちは新鮮な魅力のある作品になったとの評価をくれました。タイトルをどうするか？ 土壇場で『種まく人びと』でどうか？と鶴見監督が提案、全員賛成で解決しました。

次々世代へのメッセージとして

2017年4月17日の試写会のあと、民医連事務局の30歳の女性が感想文を届けてくれました。そこには、「拷問や国家権力から目をつけられるような世界には、正直首を突っ込みたくありません。…（けれども）…『これまで国家権力から様々な弾圧を受けてきたが、根絶やしにされた時代はない』という、山田先生の言葉が希望でもあり、重圧でもあります。」と記されていました。

次世代・次々世代にどう語り継ぐか？ 私たちは悩んできました。100歳の証言者の体験を50歳のスタッフが収録して編集したこの作品は、30歳の女性事務局員の胸に届いたのです。

そのことが私には何よりの励みになりました。



『物言えぬ恐怖の時代がやってくる 共謀罪とメディア』

田島泰彦 編著 2017年6月 1000円+税 花伝社

共謀罪法案が参議院法務委員会採決を省き参議院本会議でしかも会期延長もせず可決成立してしまった。

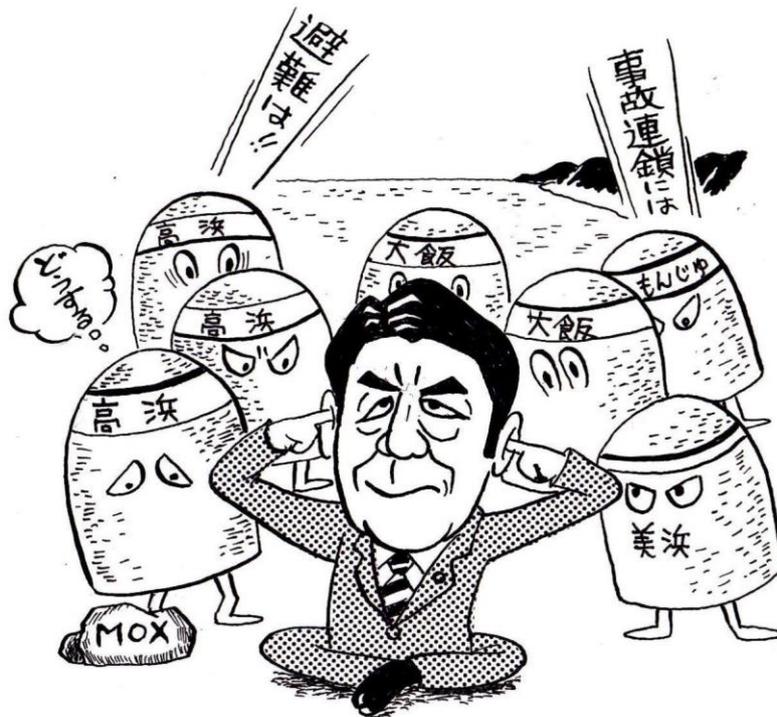
共謀罪の創設は長年治安官僚が何としても手に入れたかった市民監視の絶大な武器だった。その夢をかなえるために、政権は東京オリンピックのためのテロ対策である旨巧妙に強調し、人々の受け止め方や世論のなかに刷り込むように画策して一定成功した。でも共謀罪はこれで終わりにはならない。盗聴の強化拡大や本格的な情報機関の創設など市民監視が一層加速し、「公益と公の秩序」の名による人権や表現の自由の制限をめざす改憲も待ち構えている。その改憲には自衛隊の明記も含まれる。

それでは、そもそも肝心要の共謀罪とはい

ったい何者なのか。とりわけ、出版や出版労連も含む表現やメディアにとってどういう意味や役割をもっているのか。自由で民主的な市民社会とどういう関係にあるのか。それを考え、吟味しようとして編まれたのが本書である。

このブックレットは、出版労連とも連携して取り組まれてきたメディア関係有志による集会やアピールを踏まえ、表現やメディアを中心にさまざまな角度と書き手の立場から共謀罪の本質に迫ろうとする試みである。法律やメディア関係の声明等の資料も充実しているし、出版労連の取り組みにも触れている。

表現やメディアに関わり、市民社会の自治の担い手でもある皆さんや市民に広く読んでもらいたいと思う。(田島泰彦 上智大学教授)



安全なんて……原発推進あるのみ totu

県民一丸となり脱原発を世界に発信するその日まで

津田 枝里子（福島県福島市出身、二本松市在住）

福島第一原発事故は私たちに想像を絶する恐怖と過ぎ去ることのない苦しみを与えました。甲状腺がんやその他原因不明の疾患の増加。

また、原発事故由来のいじめの発生。

不安が残る状況下での避難指示解除。強制ともいえる帰還問題。

そして何より収束していない第一原発。地下に沈んだ核燃料デブリの状況はわからず、危険は測りしれません。

それでも行政の方針に従い押し黙るしかないのが今の福島の現状です。

そして私が一番危惧しているのは、この未曾有の原発事故被害を受けてさらに、原発の有無についてや帰還の賛否について福島県民同士で意見が分かれているという現状です。

そこにあるだけで人々にマイナスの影響を与えてしまうもの、意見も人の心も絆も分裂させてしまうもの、それが原発だと確信せざるを得ない状況を福島ですっと見てきました。

こんな原発を推進して良いのかと問いたい。

現在国はこの状況を無視し原発を推進しています。原発を隠れ蓑に核兵器の開発に固執しているように感じてしまいます。正体見たり、そんな言葉が浮かんできます。

核兵器を持たないという非核三原則の国是を有し核不拡散条約を批准しているはずの日本が、世界に原発を輸出することで、福島の悲劇を世界の悲劇にしてしまうのでは？

原発がある限り、災害に伴う過酷事故が同様に発生したりテロの標的になるかもしれないという危険や恐怖が常につきまとうのでは？

しかし福島県民は融合する力を持ち、日本そして世界に訴えていく力があります。

原発はいらないんだと、県民一丸となって発信できる時が来ることを信じ私も心の火は消さないでいたいものです。

📖 編集後記 📖

「愚者は経験に学び、賢者は歴史に学ぶ」、ドイツ帝国の宰相ビスマルクの言葉です。2017年6月、多くの市民の反対はもとより国際社会の懸念すら顧みず、政府・与党は「共謀罪法」を数の横暴で成立させました。今号は「治安維持法といま」をテーマに、戦前・戦中の大逆事件、白虹事件、横浜事件などの弾圧事件を紹介し、戦争に突入していった当時の状況と現在を重ね合わせて、現在の危機的状況に警鐘を鳴らします。また、国家権力の暴走に抗う運動を次世代に継承する努力も紹介します。盗聴や監視が強化され、密告が奨励される息苦しい社会の再来は、思想・信条、表現、結社などの自由が、あらゆる人権が徹底的に弾圧されることを意味します。歴史に学ぶことは重要です。そのうえで、特定秘密保護法・戦争法・共謀罪法などを成立させてしまったという苦い経験に学ぶことが大切です。学んだことは実践しなければなりません。つまり、人々を苦しめる悪法は廃止しなければならないのです。(T)